

# 資料編



## 1 策定経過

日程	審議会	庁内委員会	作業部会	意見徴収
平成 28 年 2 月～3 月				市民意識調査
3 月 22 日 (火)	委嘱式・第 1 回会議 ・ 審議会の役割 ・ 条例の内容 ・ 計画策定スケジュール			
4 月 25 日 (月)	第 1 回会議【庁内委員会・作業部会・審議会合同】 ・ 文化政策の動向について (文化振興審議会会長・伊藤裕夫氏) ・ 文化・スポーツ振興条例の内容について ・ 住民意識調査集計結果について ・ 計画策定スケジュールについて ・ 次回会議について			
5 月 17 日 (火)			第 2 回会議【WS】 ・ ビジョン、キャッチ フレーズのたたき 台、施策だし ・ 各課の課題発表 ・ 課題に対して芸術 文化の切り口でア イデア出し	
6 月 19 日 (日)	(WS への参加)			中高大学生対象 WS 参加者数 学生 41 人 教諭、委員等 7 人
6 月 21 日 (火)	(部会への出席)		第 3 回会議 ・ 第 2 回会議の結果 に対して審議委員 の専門的見地から 意見をもらい議論 ・ 部会員から個別課 題について説明	
6 月 26 日 (日)	(WS への参加)			一般市民対象 WS 参加者数 市民 12 人 委員 3 人
6 月 27 日 (月)				公民館利用団体代表 者対象 WS 参加者数 代表者 7 人 委員 2 人
7 月 6 日 (水)			第 4 回会議 ・ ビジョン及び骨子・ 施策体系検討 ・ WS 実施報告	
7 月 13 日 (水)		第 2 回会議 ・ ビジョン及び骨子・ 施策体系検討 ・ WS 実施報告		

日程	審議会	庁内委員会	作業部会	意見徴収
7月27日(水)			第5回会議 ・ビジョン及び骨子・ 施策体系検討	
8月19日(金)		第3回会議 ・文化振興計画(原 案)について		
9月5日(月)	第1回会議 ・諮問 ・WS結果報告 ・ビジョン及び骨子・ 施策体系検討			
9月27日(火)	第2回会議 ・計画原案検討			
10月20日(木)		第4回会議 ・文化振興計画(原 案)について		
11月8日(火)	第3回会議 ・計画原案検討			
11月25日(金)	第4回会議 ・答申 ・実行計画について ・概要版について			
12月22日(木)		第5回会議 ・計画原案確定		
平成29年 1月10日(火) ～ 2月6日(月)				パブリックコメント
1月23日(月)	(計画概要説明会へ の参加)			計画概要説明会 (WS参加者を中心に) 参加者数 市民12人 委員等3人

## 2 ふじみ野市文化振興審議会条例

(設置)

第1条 ふじみ野市文化・スポーツ振興条例(平成27年ふじみ野市条例第33号)第9条の規定に基づき、ふじみ野市文化振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事務について必要な事項を調査及び審議する。

- (1) 文化振興計画に関すること。
- (2) 文化の振興に関する事業の実施及び奨励に関すること。
- (3) 文化の振興に関する施策及び事業の評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が文化の振興について必要と認める事務に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 文化芸術に関する知識又は経験を有する者
- (3) 公募による市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、文化の振興に関し市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、文化・スポーツ振興課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

### 3 ふじみ野市文化振興審議会 委員名簿

号		氏名	所属等
1号委員	学識経験者	いとう やすお 伊藤 裕夫	日本文化政策学会会長 立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科兼任講師
		きむら ひろのり 木村 浩則	文京学院大学人間学部児童発達学科教授 日本教育学会
		わかまつ ひさお 若松 久男	建築家 NPO法人上野の杜芸術フォーラム代表理事
		まつお てつき 松尾 鉄城	ふじみ野市文化財保護審議会
2号委員	文化芸術に関する経験を有する者	こたと かついち 古田土 勝市	古田土フルーツ工房代表
		しんどう みなこ 進藤 美奈子	声楽家・二期会所属
		でんぼう よしこ 傳寶 良子	ふじみ野市まちづくり人材登録制度登録者 七宝焼きサークル講師
		たなか みちこ 田中 美智子	ふじみ野ふあいぶるクラブアートクラス講師 保育士 チャイルドアートカウンセラー
3号委員	公募による市民	すぎぶち ゆうこ 杉 澁 裕子	公募委員
4号委員	市長が必要と認める者	かとう すすむ 加藤 勵	東入間私立幼稚園協会ふじみ野支部 学校法人まつばら学園なみき幼稚園園長
		みやした ひろき 宮下 宏樹	市内小中学校校長会（亀久保小学校長）
		ふくだ まちこ 福田 眞智子	社会福祉法人むさし野たんぽぽ会理事

所属等は委嘱時点（平成28年3月）のものです

## 4 審議会諮問・答申

ふス第 262号  
平成28年9月5日

ふじみ野市文化振興審議会  
会長 伊藤裕夫様

ふじみ野市長 高畑博

ふじみ野市文化振興計画(原案)について(諮問)

このことについて、ふじみ野市文化・スポーツ振興条例第8条に基づき、ふじみ野市文化振興計画を策定するにあたり、ふじみ野市文化振興審議会条例第2条の規定により、貴審議会へ下記の事項について意見を求めます。

### 記

#### 1 諮問事項

ふじみ野市文化振興計画(原案)について

#### 2 諮問理由

本市では、ふじみ野市文化・スポーツ振興条例(平成27年9月30日条例第33号)を制定し、文化活動やスポーツを通して市民の自主性や創造性を高め、活力のあるふじみ野市の実現を目指しています。

これまでも市民による文化活動は盛んに行われてきましたが、本条例においては、より多くの市民が文化的な活動に参加し、潤いのある豊かな生活を営むことが出来るような環境の整備や、文化活動を通して連携や交流を図り、協働のまちづくりに資することを基本理念としています。

また、合併から10年が経過した今、各地域の歴史や伝統を尊重しながら新たなふじみ野文化を創造していくことが期待されています。

つきましては、本条例の基本理念の実現に向け、平成29年度からの10年間における本市の文化振興施策として「ふじみ野市文化振興計画」(原案)をまとめましたので、貴審議会のご意見をいただきたく諮問いたします。

平成28年11月25日

ふじみ野市長 高畑 博 様

ふじみ野市文化振興審議会  
会長 伊藤 裕 夫

ふじみ野市文化振興計画（原案）について（答申）

平成28年9月5日付けふす第262号にて諮問のありました標記の件について、慎重に審議した結果、その内容はおおむね妥当なものと判断します。

今後は、計画の目指すべき姿の実現に向け、本計画に位置づけた施策を積極的に展開し、ふじみ野市の魅力の発掘と新たなふじみ野文化の創造につながることを期待します。

なお、計画の推進にあたり文化振興審議会においては、以下の点について特に重要と考え意見を申し添えます。

記

- 1 計画の推進にあたっては、行政組織の連携を図るとともに、市民、団体、企業等多様な主体が文化芸術振興の担い手となることを認識し、各主体の自主性を尊重しつつ、連携、協働を図りながら施策展開を図ることをお願いします。
- 2 次世代の文化創造を担う子どもの文化芸術活動への支援及び市民の文化芸術活動を支える人材や地域団体の育成は、特に重要な課題として施策展開を図ることをお願いします。
- 3 文化芸術活動拠点等の環境整備については、市民の意見を広く聴きながら将来構想を検討することをお願いします。



## 5 市民意向の把握

### (1) ふじみ野市文化芸術・スポーツ活動に関する意識調査

本調査は、平成27年10月に「ふじみ野市文化・スポーツ推進条例」を制定するにあたり基礎資料とすべく、市内における文化・スポーツ団体の活動並びに推進にあたっての将来像等を把握することを目的として実施しました。

#### ■ 調査概要

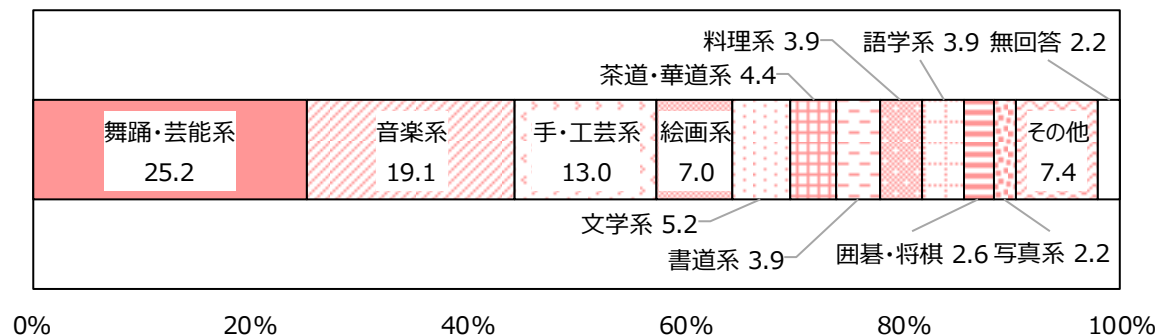
調査対象地域	ふじみ野市内に拠点を置く団体
調査対象団体	文化団体・500団体（公民館利用団体） スポーツ団体・246団体（体育協会加盟団体、学校開放利用団体） 施設窓口設置（上記以外の団体）
調査方法	施設利用者に直接配布（一部郵送）
調査期間	平成26年8月18日（月）～平成26年10月10日（金）
有効回収数／有効回収率	469団体／62.9%

#### ①活動項目

《Q. 団体の活動種目を御回答ください。》

回答者の所属する団体の活動種目は、「舞踊・芸能系」が25.2%で最も多くなっています。次いで「音楽系」が19.1%、「手・工芸系」が13.0%、「絵画系」が7.0%と続いています。

回答者：230人

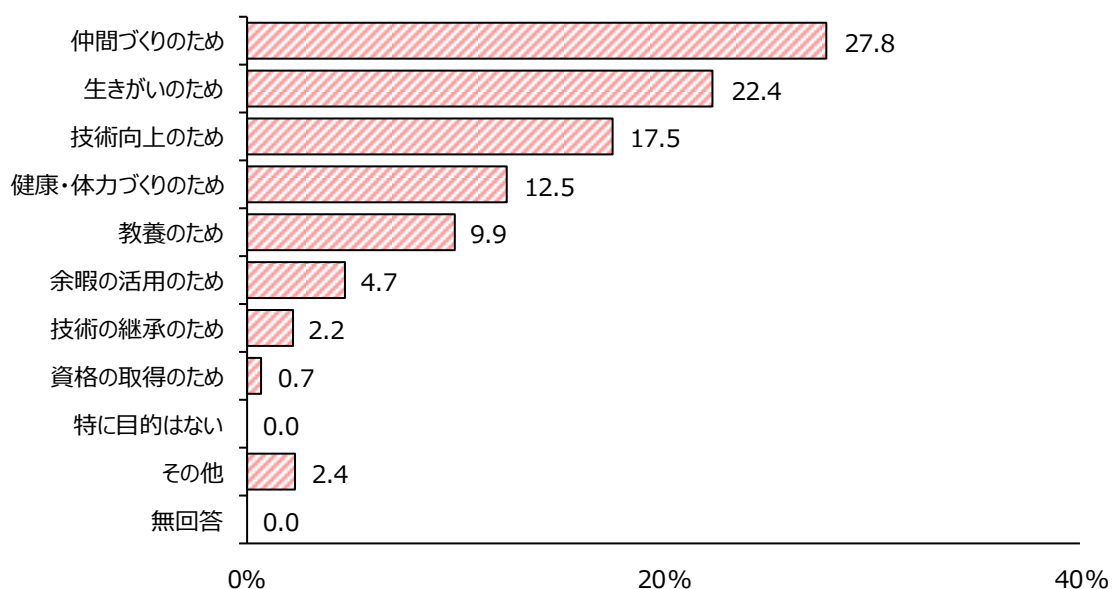


## ②活動目的

《Q. 団体の活動目的を御回答ください。》

活動目的は、「仲間づくりのため」が27.8%で最も多くなっています。次いで「生きがいのため」が22.4%、「技術向上のため」が17.5%、「健康づくりのため」が12.5%と続いています。

回答者：230人

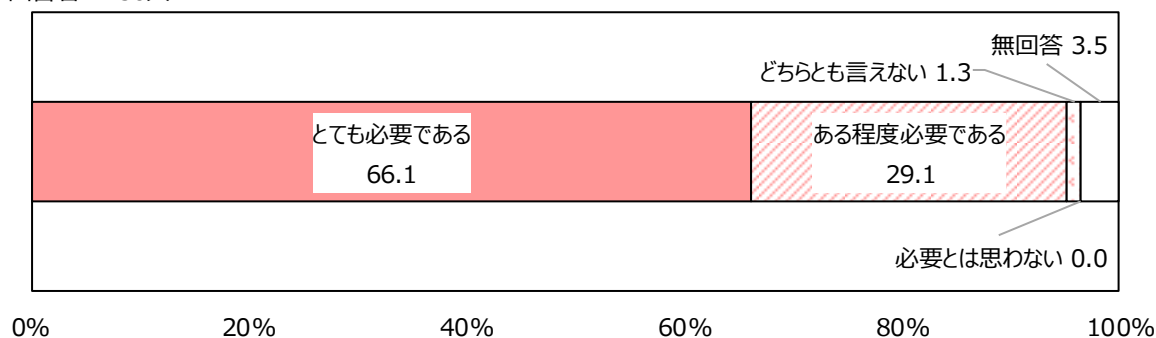


## ③文化芸術・スポーツの必要性

《Q. これからの街づくりにとって文化芸術・スポーツは必要だと思いますか。》

文化芸術・スポーツの必要性について、「とても必要である」が66.1%で最も多くなっています。次いで「ある程度必要である」が29.1%となっており、合わせると95.2%が必要であると回答しています。

回答者：230人



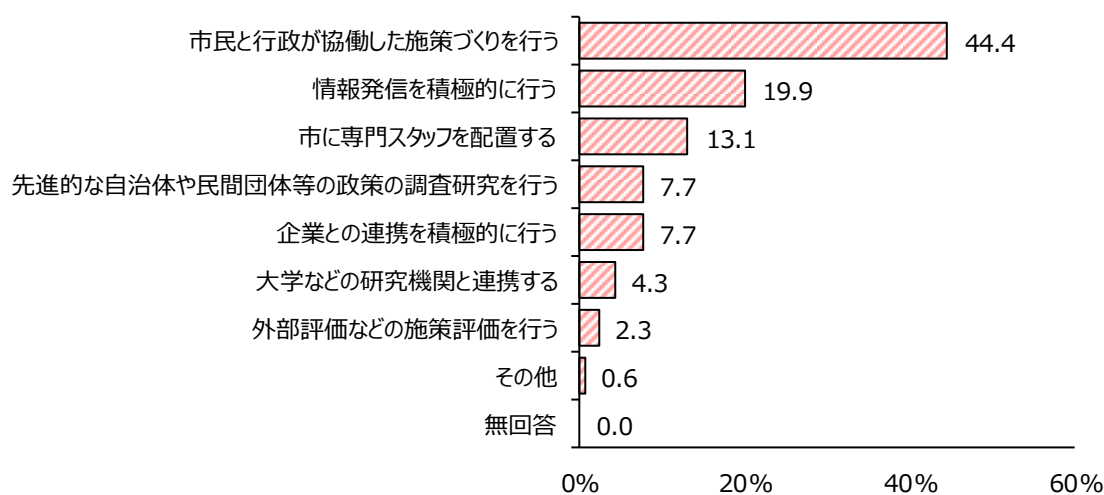
#### ④文化芸術・スポーツの振興

「Q. 文化芸術・スポーツの振興のためには、どのような施策が必要だと思いますか。」

文化芸術・スポーツの振興のために必要な施策は、「市民と行政が協働した施策づくりを行う」が44.4%で最も多くなっています。

次いで「情報発信を積極的に行う」が19.9%、「市に専門スタッフを配置する」が13.1%となっており、市民と行政の協働もとに情報発信や専門スタッフの配置といった、様々な施策展開を図る必要があります。

回答者：230人



## (2) 文化や芸術に関するアンケート調査

本調査は、ふじみ野市民の文化芸術に対する意識や意見等を把握し、文化芸術を通じたまちづくりを計画的に推進するための基礎資料とすることを目的として実施しました。

### ■ 調査概要

調査対象	市内在住の満 15 歳以上の男女
標本数	2,200 人
抽出方法	住民基本台帳に基づく無作為抽出法
調査方法	郵送配付－郵送回収法
調査期間	平成 28 年 2 月 24 日 (水) ～平成 28 年 3 月 9 日 (水)
有効回収数/有効回収率	581 人/26.4%

### ①文化芸術への興味・関心

#### 《Q. 文化芸術に興味・関心がありますか》

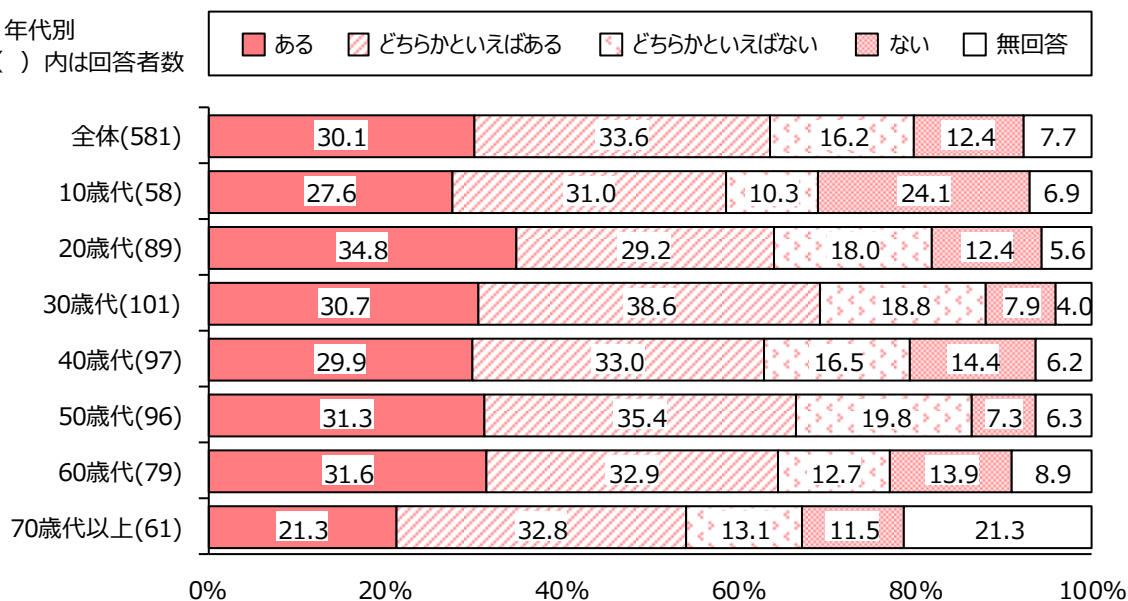
文化芸術への興味・関心について、「どちらかといえばある」が33.6%で最も多くなっています。次いで「ある」が30.1%、「どちらかといえばない」が16.2%、「ない」が12.4%となっています。

すべての年代で「ある」と「どちらかといえばある」を合わせた割合が5割を超えています。

一方、「ない」は10歳代が24.1%で年代別では最も多くなっています。

#### ■ 年代別

( ) 内は回答者数

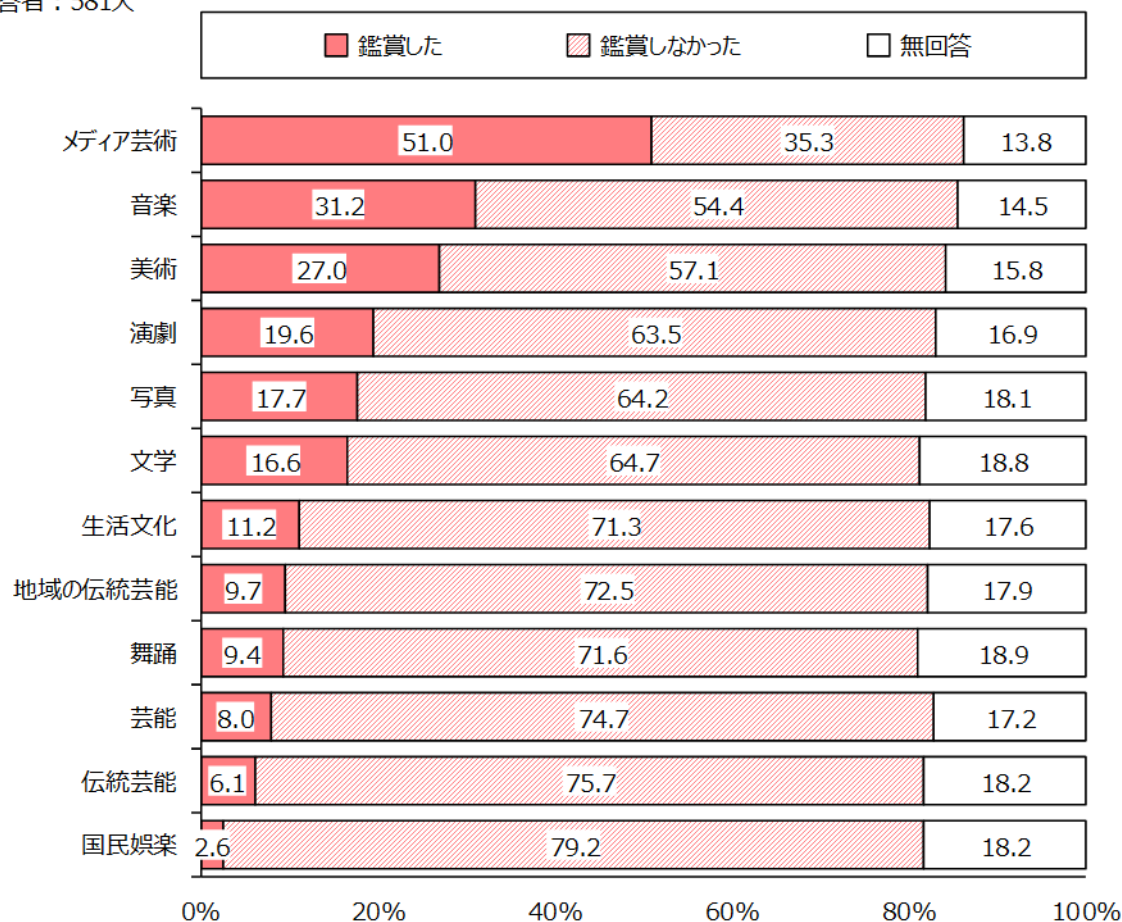


## ②文化芸術の鑑賞機会

〈Q. この1年間に、どのくらいの頻度で、外出して文化芸術を鑑賞（自宅での鑑賞は含まない）しましたか〉

文化芸術の鑑賞機会について、「鑑賞した」はメディア芸術が51.0%で最も多くなっています。次いで音楽が31.2%、美術が27.0%、演劇が19.6%となっており、それぞれの鑑賞機会に差があることがわかります。

回答者：581人



※アンケート調査票での各項目の内容は次のように定義しています。

メディア芸術（映画・漫画・アニメなど）、音楽（クラシック、ポピュラー、合唱など）、美術（絵画、彫刻、工芸、陶芸など）、演劇（現代劇、ミュージカルなど）、文学（小説、詩、俳句、短歌など）、芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才など）、生活文化（茶道、華道、書道、盆栽など）、写真（ポートレート、風景、スナップ写真など）、舞踊（バレエ、ダンスなど）、伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎など）、国民娯楽（囲碁、将棋など）、地域の伝統芸能（太鼓・お囃子など）

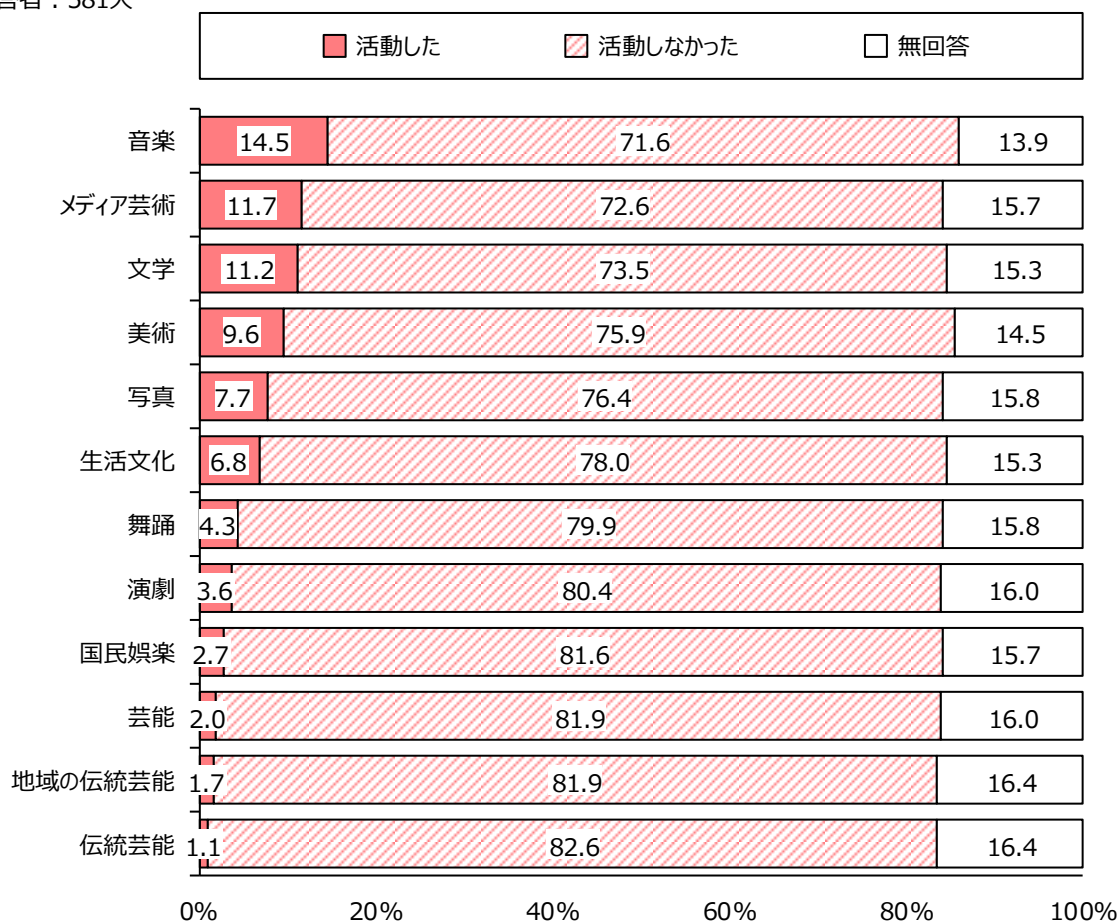
※鑑賞の有無のみ把握するため、「鑑賞した」は「週に1回以上」「月に1～2回」「3か月に1～2回」「年に1～2回」を合わせた割合としています。

### ③文化芸術の活動機会

〈Q. この1年間に、鑑賞以外に、どのくらいの頻度で、文化芸術活動（講座の受講や習い事も含む）に取り組みましたか。〉

文化芸術の活動機会について、「活動した」は音楽が14.5%で最も多くなっています。次いでメディア芸術が11.7%、文学が11.2%、美術が9.6%となっており、鑑賞機会に比べると全体的に割合が低くなっていることがわかります。

回答者：581人



※アンケート調査票での各項目の内容は前頁に定義しています。

※活動の有無のみ把握するため、「活動した」は「週に1回以上」「月に1～2回」「3か月に1～2回」「年に1～2回」を合わせた割合としています。

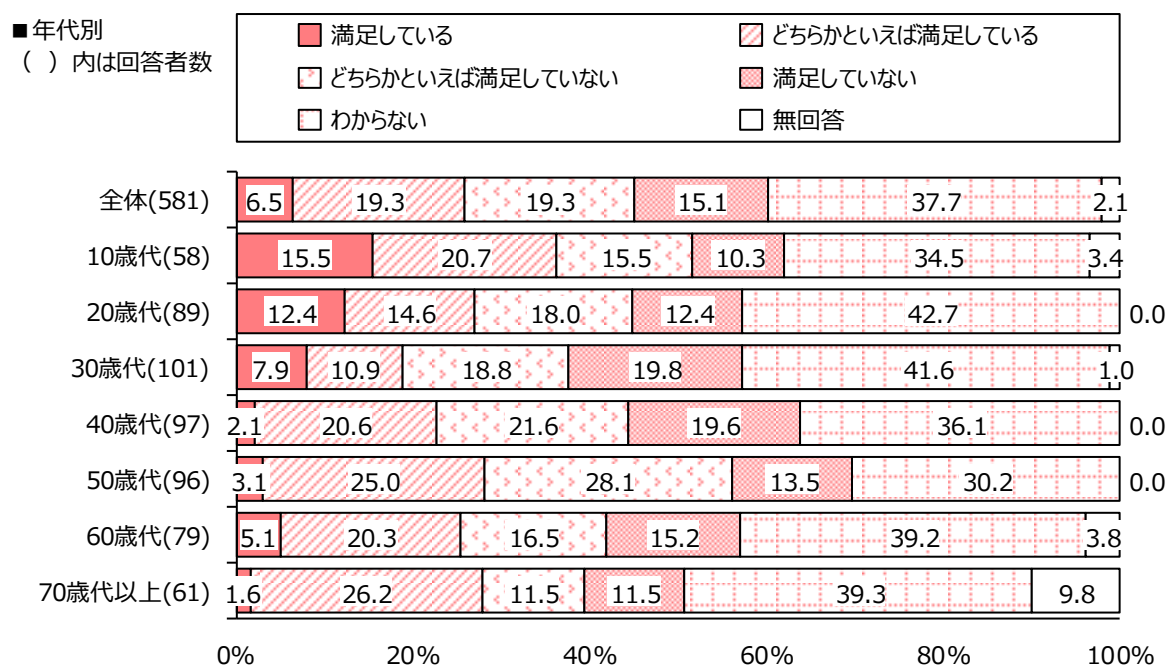
## ④鑑賞や活動機会の満足度

◀Q. 日常生活の中で文化芸術を鑑賞したり、文化芸術活動を行ったりする機会や環境について、満足していますか。▶

文化芸術の鑑賞や活動機会の満足度について、「どちらかといえば満足している」と「どちらかといえば満足していない」が19.3%となっています。次いで「満足していない」が15.1%、「満足している」が6.5%となっており、満足していない割合がやや高くなっています。

年代別でみると、40歳代と50歳代では、「満足していない」と「どちらかといえば満足していない」を合わせた割合が40%を超えています。

全体的に「わからない」とする割合が高くなっていますが、満足度が高いとは言えない状況です。

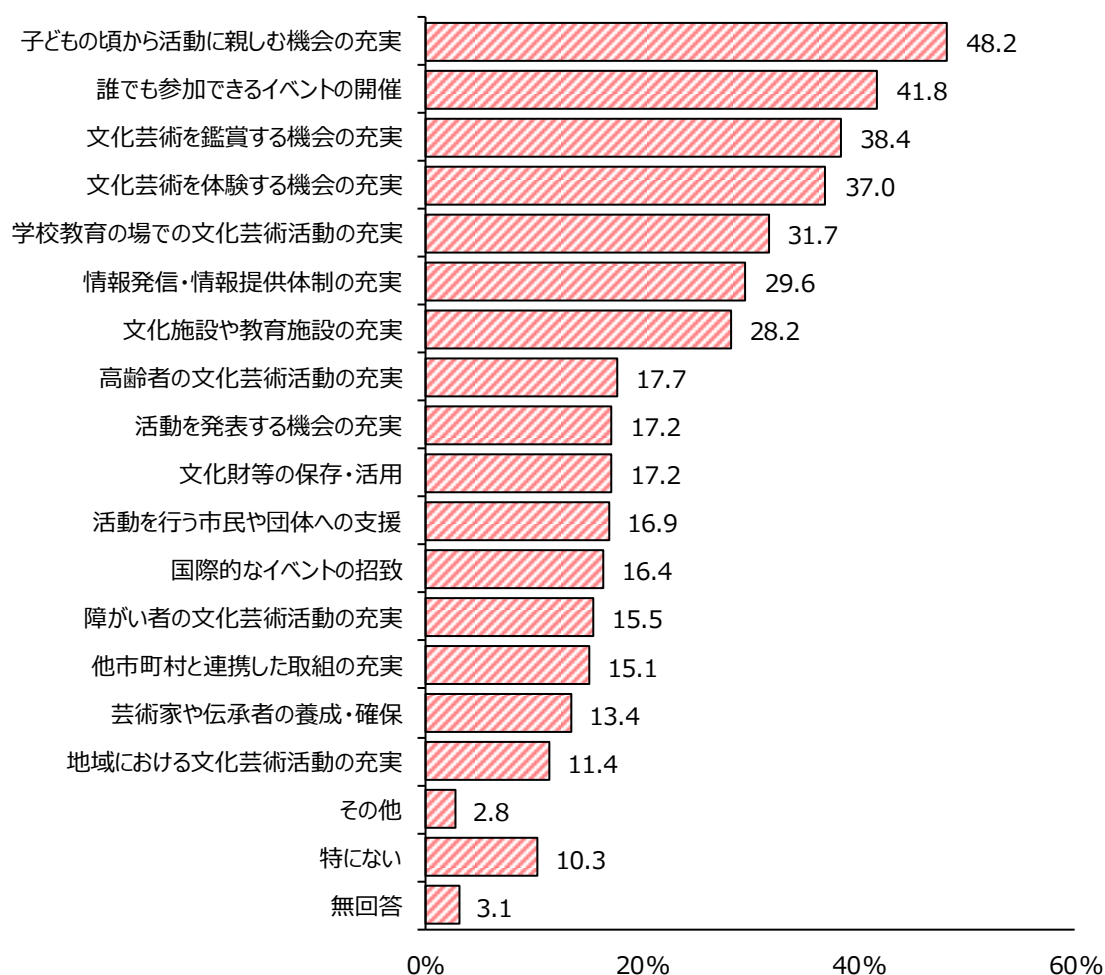


## ⑤市が取り組むべきこと

「Q. 文化芸術活動を通じたまちづくりを進めるためにふじみ野市が取り組むべきことは何だと思いますか。」

文化芸術活動を通じたまちづくりを進めるためにふじみ野市が取り組むべきことは、「子どもの頃から活動に親しむ機会の充実」が48.2%で最も多くなっています。次いで「誰でも参加できるイベントの開催」が41.8%、「文化芸術を鑑賞する機会の充実」が38.4%、「文化芸術を体験する機会の充実」が37.0%と続いており、文化芸術に関する多様な機会の充実が求められています。

回答者：581人





年代別にみると、10歳代から50歳代までは「子どもの頃から活動に親しむ機会の充実」が最も多くなっており、特に30歳代は69.3%を占めています。

50歳代と60歳代は「文化芸術を鑑賞する機会の充実」（50歳代は同割合）、70歳代以上は「誰でも参加できるイベントの開催」が最も多くなっています。

また、上位項目以外にも、若い年代では「学校教育の場での文化芸術活動の充実」や「文化施設や教育施設の充実」の割合が高く、50歳代以上の年代では「高齢者の文化芸術活動の充実」の割合が高くなるなど、年代によって求める取組が様々であることがわかります。

■年代別 (全体・上位) 第1位 □ 第2位 □ 第3位 □

単位：% ( )内は回答者数	子どもの頃から活動に親しむ機会の充実	誰でも参加できるイベントの開催	文化芸術を鑑賞する機会の充実	文化芸術を体験する機会の充実	学校教育の場での文化芸術活動の充実	情報発信・情報提供体制の充実	文化施設や教育施設の充実	高齢者の文化芸術活動の充実	活動を発表する機会の充実	文化財等の保存・活用
10歳代(58)	51.7	43.1	25.9	36.2	27.6	34.5	27.6	12.1	15.5	22.4
20歳代(89)	50.6	46.1	36.0	37.1	30.3	36.0	36.0	10.1	24.7	11.2
30歳代(101)	69.3	54.5	40.6	42.6	41.6	33.7	29.7	12.9	14.9	15.8
40歳代(97)	49.5	38.1	44.3	43.3	39.2	25.8	36.1	15.5	17.5	16.5
50歳代(96)	44.8	35.4	44.8	40.6	26.0	30.2	24.0	20.8	21.9	26.0
60歳代(79)	31.6	34.2	36.7	31.6	22.8	25.3	24.1	25.3	12.7	11.4
70歳代以上(61)	31.1	39.3	32.8	19.7	29.5	19.7	14.8	31.1	9.8	18.0

(全体・下位)

単位：% ( )内は回答者数	活動を行う市民や団体への支援	国際的なイベントの招致	障害者の文化芸術活動の充実	他市町村と連携した取組の充実	芸術家や伝承者の養成・確保	地域における文化芸術活動の充実	その他	特になし	無回答
10歳代(58)	15.5	22.4	15.5	15.5	13.8	10.3	8.6	19.0	-
20歳代(89)	15.7	19.1	11.2	14.6	9.0	7.9	3.4	9.0	2.2
30歳代(101)	16.8	26.7	15.8	17.8	13.9	8.9	3.0	5.9	1.0
40歳代(97)	16.5	15.5	17.5	10.3	14.4	17.5	2.1	10.3	2.1
50歳代(96)	15.6	13.5	18.8	16.7	19.8	11.5	1.0	8.3	-
60歳代(79)	17.7	7.6	8.9	17.7	13.9	11.4	2.5	10.1	7.6
70歳代以上(61)	21.3	6.6	21.3	13.1	6.6	11.5	-	14.8	11.5

### (3) ワークショップ

ふじみ野市文化・スポーツ条例の基本理念には、市民の豊かな自己実現及び活力のある地域社会の実現や文化活動を通して潤いのある豊かな生活を営むことができるような環境の整備、市民及び団体の連携や交流を図り、協働のまちづくりになるよう努めることが掲げられています。

ふじみ野市文化振興計画の策定にあたっては、市民との協働の観点から、市の文化芸術に関わる市民や団体等と、ふじみ野市の文化政策の方向性やビジョンについて、また、市内の中高生を中心に将来のふじみ野市を担う若い世代と、ふじみ野市の文化政策の取組に関する具体的なアイデアについて、ワークショップの手法を用いた検討を行いました。

#### ■開催概要

日程	対象	参加者
平成 28 年 6月 19 日 (日)	中高大学生	学生 41 人、教諭・委員等 7 人
6月 26 日 (日)	一般市民	市民 12 人、委員 3 人
6月 27 日 (月)	公民館利用団体代表者	代表者 7 人、委員 2 人

#### ①中高大学生対象ワークショップ

地域の活性化や世代間交流といった社会問題から、学生同士のつながりや自らの活動機会の充実を求めた取組、国際交流まで、様々な視点による議論が行われました。

#### ◇多様な人々との交流

具体的には、各グループ共通で出された祭りや花火大会などの大きなイベント、音楽関係の発表機会や施設の充実、食や昔遊びなどを通じた高齢者等との交流など、幅広いアイデアが出されました。

また、学校の部活動だけではもの足りず、他校との交流や大人と一緒に活動したいという希望も出されました。

さらに、ふじみん商店街やふじみんピックといったネーミングから、ふじみ野市 PR大使『ふじみん』の認知度の高さもうかがえました。

## ②一般市民対象ワークショップ

参加者の活動上の課題としては、後継者の育成や活動の成果を発表する場などが挙げられましたが、全体的にそれぞれの活動を通して、ふじみ野市全体に関する問題提起がされました。

### ◇「ふじみ野」の魅力を発信

ふじみ野市は住みやすいまちだが、これと言って特徴がなく、帰ってくるだけの場所、通過点になっているという現状が挙げられました。

その中で、ほうきづくりや伝統芸能など、昔から続くものを宝として捉え、ふじみ野らしさを築いていくことや、人口増や利便性を魅力として「ふじみ野」という名を売り出すことなどが、今後の方向性として議論されました。

また、こうした魅力をPRするためのイベントやPR方法などが検討課題として挙げられました。

### ◇若い力の参加と育成

ふじみ野市の文化振興に向けて、これからの市民活動を担う人材の育成や、歴史や文化を伝承していくための後継者の育成が重要との意見が挙げられました。

特に、日常的な住民同士のつながりの希薄化は活動団体にも影響し、参加者の固定化や横のつながりが広がらないという問題やモラルの低下という問題にもつながっているのではないかと問題提起がされました。

このような現状から、市民活動をつなぐコーディネーターが必要ではないかという意見が挙がりました。

また、若い世代の文化活動への参加の意欲が低く、活動の担い手や団体の高齢化を進行させている要因にもなっているという意見がありました。

### ③公民館利用団体代表者対象ワークショップ

公民館利用者の高齢化の問題、公民館の施設利用に関する内容や活用方法を中心に、公民館が目指すべき方向性についての意見が出されました。

#### ◇地域と一体となった公民館

地域の現状として、子育てで苦しんでいる人が多い、日常的なつながりがない、若い世代と高齢者の交流がない、昼間人口が少ない、文化や市のイベントに関心がないといったことが挙げられました。

公民館は文化交流の拠点として、どのように新たな参加者を巻き込んでいくか、どのように世代間交流を図っていくかが課題となっていますが、良いアイデアが出ないという現状があることがわかりました。

また、小学校への出前授業や公民館事業への協力などの地域貢献がキーワードとして挙げられました。

さらに、公民館利用の中心となっている高齢者は、公民館の利用システムへの対応が困難であるという意見が多く、子どもたちの利用も含め、利用のしやすさが課題となっています。

## 6 文化振興庁内委員会設置要綱

### ふじみ野市文化振興庁内委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 市における文化振興に関する施策の推進のため、ふじみ野市文化振興庁内委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 文化振興計画の策定及びその進行管理に関すること。
- (2) 文化振興に関する施策及び事業の立案及び調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が文化振興上、必要と認める事務に関すること。

#### (組織等)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は市民生活部長をもって充て、副委員長は委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員は、別表に掲げる課等の長をもってこれに充てる。

#### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又はその説明を聴くことができる。

#### (部会)

第6条 委員会は、特定の事項について調査及び審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、別表に掲げる課等の副課長（相当職を含む。）の職にある者で組織する。
- 3 部会に部会長及び副部会長1人を置き、部会員の互選によってこれを定める。
- 4 第4条、前条第1項及び第4項、次条並びに第8条の規定は、部会について準用する。

#### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化・スポーツ振興課において処理する。

#### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成28年1月14日から施行する。

別表（第3条関係）

経営戦略室
協働推進課
文化・スポーツ振興課
産業振興課
障がい福祉課
子育て支援課
高齢福祉課
教育委員会学校教育課
教育委員会社会教育課

## 7 文化・スポーツ振興条例

### ふじみ野市文化・スポーツ振興条例

文化とスポーツは、人々の暮らしの質を高めていく上で大切な役割を果たしています。

文化は心の健康を保つものであり、スポーツは体の健康を保ちます。

双方は人々の精神と身体を活性化し、生きる意欲や活力を高めることにつながります。

さらには、新しい人間関係を築き、協働のまちづくりの機会を広げ、世代間の交流を深めていく上でも大切な意義をもっています。

ふじみ野市は、数多くの遺跡・史跡があり、特に街道や水運の要所として繁栄し、人々の暮らしを豊かにしてきた歴史と伝統に支えられたまちです。

また、近年においては首都圏に近接した住宅都市として発展してきたことから、多様な文化やスポーツのニーズも多くあり、それに応えていくことも必要となります。

伝統的な文化の保存・継承、新しい文化の形成とスポーツの充実に加え、グローバル化した社会にふさわしい多面的な視点から、これからのふじみ野市の文化とスポーツの振興を推進していくことを目指します。

私たちは、ふじみ野市の文化とスポーツの発展に向けて努力することを決意し、この条例を制定するものです。

#### (目的)

第1条 この条例は、文化及びスポーツの振興に関する基本理念を定め、市民及び地域団体の役割並びに市の責務を明らかにすることにより、市民の自主的な文化活動及びスポーツ活動を推進し、もって市民一人ひとりの豊かな自己実現及び活力のある地域社会の実現に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化 文学、音楽、美術、写真、演劇等の芸術及び伝統芸能
- (2) スポーツ 運動競技、レクリエーション及び身体運動であつて、心身の健全な発達を図るためのもの
- (3) 市民 市内に住所を有する者又は市内に通勤若しくは通学している者
- (4) 地域団体 市内で活動する法人その他の団体

#### (基本理念)

第3条 文化及びスポーツの振興に関する基本理念は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市民の豊かな自己実現及び活力のある地域社会の実現を推進すること。
- (2) 市民及び地域団体の自主性及び創造性を尊重すること。
- (3) 市民が文化活動及びスポーツ活動により、潤いのある豊かな生活を営むことができるような環境の整備を図ること。
- (4) 市、市民及び地域団体の相互の連携及び交流を図り、協働のまちづくりに資するよう努めること。

- 2 文化の振興に当たっては、地域の歴史及び伝統を尊重するものとする。
- 3 スポーツの振興に当たっては、スポーツをすること、見ること、学ぶこと又はこれらを支える多様な活動の充実を図るものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、文化活動及びスポーツ活動の主体であることを自覚し、自主的な活動を通じて培われる活力及び創意を生かし、地域の文化及びスポーツの振興並びに発展に努めるものとする。

(地域団体の役割)

第5条 地域団体は、地域社会の一員として自主的に文化活動及びスポーツ活動の推進を図るとともに、地域の文化及びスポーツの振興並びに発展に努めるものとする。

(市の責務)

第6条 市は、第3条の基本理念にのっとり、文化及びスポーツの振興に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 市は、文化及びスポーツの振興のため、必要な環境の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。
- 3 市は、文化及びスポーツの振興に関する施策の実施に当たり、市民及び地域団体と連携するものとする。

(基本施策)

第7条 市長は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる文化及びスポーツの振興に関する施策を行うものとする。

- (1) 環境の整備及び機会の充実に関すること。
- (2) 調査及び情報の提供に関すること。
- (3) 人材の育成及び地域団体の支援に関すること。

(振興計画)

第8条 市長は、前条に規定する基本施策を総合的かつ計画的に実施するため、振興計画を策定するものとする。

- 2 市長は、前項の振興計画を策定するに当たっては、広く市民の意見を反映させるものとする。

(審議会の設置)

第9条 市長は、文化及びスポーツの振興に関する施策を推進するため、審議会を設置するものとする。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。